

令和 7 年度屋久島世界遺産地域連絡協議会

議事要旨

日時：令和 7 年 5 月 20 日（火）14:30～17:00

場所：屋久島環境文化村センター

■議題（1）令和 6 年度の事業実績及び令和 7 年度の主な事業計画

資料 1-1、1-2、1-3、1-4

（環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、屋久島環境文化財団、屋久島観光協会、
屋久島観光協会ガイド部会、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会、
屋久島町議会より説明）

- ・質疑なし

■議題（2）関連する協議会・検討会等の情報共有

資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5（屋久島町、環境省より説明）

- ・資料 2-5 について、「地元関係機関・団体」に記載の「公益社団法人屋久島観光協会」は、法人格を返上したため、表記から「公益社団法人」の削除をお願いしたい。（屋久島観光協会）
- ・レンタカー事業者やバス事業者も西部地域を利用しているため、ガイド部会や運輸部会を含めた観光協会として議論に参加できるようお願いしたい。（屋久島観光協会）
→連携して進めていきたい。（環境省）
- ・協力金の支出における「その他経費」3,700 万円の内訳が不明であり、搬出費用よりも大きな額であるため詳細を確認したい。また、赤字 1,300 万円超はどのように補填されたのか。（宮之浦岳参り伝承会）
→「その他経費」は、トイレの清掃・維持費や登山道管理費（約 700 万円）、および運営協議会の経費（約 3,000 万円）が主な用途となる。赤字分は町の一般財源で補填している。
内訳については当日の資料には未添付だが、協議会のホームページで随時収支公開している。
必要に応じて資料提出も可能である。（屋久島町）
- ・今年の GW では登山者が上限を超えたのは 1 日のみだったが、空港滑走路延伸によって将来的な来島者増加が見込まれる。今のうちに対応を決めておくことが重要ではないか。（観光協会ガイド部会）

■議題（3）世界遺産地域モニタリング計画の改訂について

資料 3（環境省より説明）

- ・屋久島世界遺産では自然面ばかりが評価され、文化的側面は評価されなかったことが課題となっている。岳参りや祠など、人と山の関わりや宗教観など文化面も保護・配慮すべきではないか。モニタリング計画にも自然科学だけでなく社会・文化の視点を組み込んでほしい。（宮之浦

岳参り伝承会)

→文化的、社会的な項目のモニタリング導入について、適正利用の中で検討していきたい。(環境省)

■議題(4) 湿原保全対策について

資料4-1、4-2 (環境省、林野庁より説明)

・祠周辺を補強していただき感謝している。以前は自分でも補修していたが、崩れてしまい心配していた。昨年11月の補強以降の状況について教えてほしい。(宮之浦岳参り伝承会)

→昨年11月以降の詳細な確認はまだではあるが、今後モニタリングを継続する予定であり、状況が分かり次第報告する。(環境省)

・祠の近くに木道があり、観光客等が祠に接近する可能性がある。縄文杉のように明確な規制はあるのか。(屋久島町議会)

→法的な規定はないが、湿原への立入は避けるべきである。今後、木道や休憩デッキの改修にあたって祠との距離や設置位置を含め、文化的・観光的利用も考慮しつつ検討していきたい。(環境省)

■議題(5) その他

当日資料配布 (環境省、鹿児島県より説明)

・科学委員会の体制見直しについて、「若返り化」という表現には配慮をお願いしたい。(観光協会)

→ご指摘のとおり、言葉遣いには留意する。(環境省)

・白谷雲水峡の歩道整備の進捗と、現在の迂回路が工事の影響により使用不可になるようであれば、早めに別の迂回路の整備をすべき。(観光協会ガイド部会)

→さつき吊橋手前の歩道(弥生杉コース)は通行可能となっている。崩壊地と吊橋の補修は今年度中に治山事業として実施予定としている。(屋久島森林生態系保全センター)

→崩壊地と吊橋の補修工事は令和6年4月に契約済で、11月中旬の完成予定。重機はヘリで搬入するため、現時点で飛龍橋や迂回路の利用制限は予定していないが、状況の変化があればホームページ等で周知する。(屋久島森林管理署)

・空港のジェット化も進行中で、飛鳥Ⅲの接岸も見込まれ、観光客の増加が予想されるなか、特定自然観光資源の保全、ガイド制度、入島税などの課題に本格的に取り組む必要がある。議会としても対応を強化していきたい。(屋久島町議会)

以上